介護保険サービス事業所

職員の皆様へ ベースアップ等加算手当の支給

2023年4月~2024年3月の1年間

当法人では、**介護職員等ベースアップ等支援加算**の申請を行います。 下記の金額を調整手当として、毎月の給与日に支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、加算対象の介護保険施設に在籍し、8時間労働の常勤職員で、 2023年4月1日から2024年3月31日に勤務された方に支給いたします。

- 1、介護職員の方(調整手当4) 84,00円(月額7,00円)
- 2、その他の職員の方(調整手当5)24,00円(月額2,00円)

介護事業所すべての職員に配分したいと考えて決定しました。事業運営は厳しい中ですが、自己資金を充てて支給しますので、ご理解をお願いいたします。

2023年4月

社会福祉法人黒松内つくし園 理事長 大代 貴輝

技能実習生 特定技能者 の皆様へ

ベースアップ等加算手当の支給

2023年4月~2024年3月の1年間

当法人では、**介護職員等ベースアップ等支援加算**の申請を行います。 下記の金額を調整手当として、毎月の給与日に支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、加算対象の介護保険施設に在籍し、8時間労働の常勤職員で、 2023年4月1日から2024年3月31日に勤務された方に支給いたします。

- 1、介護職員の方(調整手当4) 84,00円(月額7,00円)
- 2、その他の職員の方(調整手当5)24,00円(月額2,00円)
- ※技能実習生のうち、日本語能力試験 N3 相当を未取得の方は、雇用開始から 6ヶ月間は「その他の職員の方」となります。

介護事業所すべての職員に配分したいと考えて決定しました。事業運営は厳しい中ですが、自己資金を充てて支給しますので、ご理解をお願いいたします。

2023年4月

社会福祉法人黒松内つくし園 理事長 大代 貴輝